

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2020年 4 月 1 日
(第25期) 至 2021年 3 月31日

I N E S T 株式会社

東京都豊島区東池袋一丁目25番 8 号

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第25期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2 【事業等のリスク】	9
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	11
4 【経営上の重要な契約等】	15
5 【研究開発活動】	15
第3 【設備の状況】	16
1 【設備投資等の概要】	16
2 【主要な設備の状況】	16
3 【設備の新設、除却等の計画】	16
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【自己株式の取得等の状況】	29
3 【配当政策】	29
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	30
第5 【経理の状況】	42
1 【連結財務諸表等】	43
2 【財務諸表等】	79
第6 【提出会社の株式事務の概要】	90
第7 【提出会社の参考情報】	91
1 【提出会社の親会社等の情報】	91
2 【その他の参考情報】	91
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	92

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【事業年度】	第25期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
【会社名】	I N E S T株式会社
【英訳名】	INEST, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋一丁目25番8号
【電話番号】	03-4216-2277(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片野 良太
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋一丁目25番8号
【電話番号】	03-4216-2277(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片野 良太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高 (百万円)	2, 883	3, 063	3, 607	2, 967	6, 500
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	101	△348	△435	△649	21
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	139	△308	△433	△698	168
包括利益 (百万円)	132	△316	△433	△698	168
純資産額 (百万円)	730	757	823	124	2, 179
総資産額 (百万円)	1, 496	1, 849	2, 703	1, 578	5, 290
1 株当たり純資産額 (円)	14. 73	14. 23	13. 73	2. 08	7. 84
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	2. 87	△5. 96	△7. 89	△11. 65	2. 22
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	2. 22
自己資本比率 (%)	47. 8	40. 9	30. 4	7. 9	40. 9
自己資本利益率 (%)	21. 6	—	—	—	14. 8
株価収益率 (倍)	24. 7	—	—	—	41. 8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	312	152	△527	△637	230
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△130	△143	△444	△68	164
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△48	347	995	△0	19
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	889	1, 245	1, 269	563	1, 766
従業員数 (人)	72	133	220	225	396
(外、平均臨時雇用者数)	(一)	(一)	(一)	(一)	(75)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第21期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第22期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第23期及び第24期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第22期、第23期及び第24期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4 第21期、第22期、第23期及び第24期臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く)については、その平均人員が従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高 (百万円)	389	352	1,128	1,381	492
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	88	△42	△95	3	△203
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	189	5	△1,065	△284	46
資本金 (百万円)	100	100	349	100	273
発行済株式総数 (株)	48,591,907	53,197,169	59,953,925	59,953,925	87,726,425
純資産額 (百万円)	568	923	358	73	2,005
総資産額 (百万円)	702	1,056	1,850	1,354	2,790
1株当たり純資産額 (円)	11.70	17.37	5.98	1.23	5.86
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	3.90	0.11	△19.38	△4.75	0.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	0.61
自己資本比率 (%)	80.9	87.5	19.4	5.4	71.3
自己資本利益率 (%)	39.9	0.7	—	—	0.0
株価収益率 (倍)	18.2	1,042.0	—	—	152.4
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	13 (—)	17 (—)	119 (—)	146 (—)	29 (—)
株主総利回り (比較指標：JASDAQインデックス) (%)	106.0 (121.3)	165.7 (160.8)	107.5 (139.1)	89.6 (121.3)	138.8 (171.9)
最高株価 (円)	98	208	143	102	157
最低株価 (円)	43	58	50	39	55

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第23期及び第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第23期及び第24期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4 臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く)については、その平均人員が従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

5 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1996年 7 月	東京都台東区にインターネットを通じた情報提供、フランチャイズ支援等を目的として「株式会社ベンチャー・リンクコミュニケーションズ」を設立(資本金100百万円)
1996年11月	会員向けホームページ作成サービス開始
1997年 4 月	インターネットビジョン(インターネットによる会員企業のマッチングサービス)開始
1999年11月	フランチャイズ向けPOS管理システム代行の『LinkCafe』開発開始
2000年 4 月	ASPサービス『LinkCafe』が稼動
2002年 7 月	本社を東京都中央区に移転
2005年 2 月	商号をユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に変更
2005年 3 月	本社を東京都港区赤坂に移転
2005年10月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2006年 7 月	介護ソリューションパッケージ『Care Online』を発表
2008年 5 月	株式会社光通信と業務提携
2009年 3 月	株式会社BFTと業務提携
2009年 7 月	株式会社光通信の子会社となる
2009年 9 月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2009年10月	株式取得により、フロンティア株式会社を子会社化
2010年 4 月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q (現 東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード))に上場
2010年10月	教育支援システム「F-PLAT」の販売開始 「Microsoft® OnlineServices」の販売支援パートナーとして「Microsoft Business Productivity Online Suite」サービスを販売開始
2011年 2 月	株式取得により、株式会社デジタルサイネージソリューション(現社名 株式会社E P A R K モー ル(2020年 4 月 連結の範囲から除外))を子会社化
2012年 2 月	本社を東京都新宿区大久保に移転
2013年 1 月	『Care Online』事業の譲渡
2013年 2 月	株式交換により、日本企業開発支援株式会社を子会社化
2013年 7 月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)に 上場
2013年10月	100株を 1 単位とする単元株制度を採用 大手飲食事業者向けASPサービス事業の譲渡
2014年 7 月	株式交換により、アスカティースリー株式会社(現社名 株式会社トランジット)を子会社化 (2016年 7 月 連結の範囲から除外) 本社を東京都豊島区東池袋に移転
2016年 6 月	株式会社光通信の関連会社となる
2016年 7 月	商号を I N E S T 株式会社に変更 子会社株式会社E P A R K ライフスタイル(2020年 4 月 連結の範囲から除外)、株式会社E P A R K テイクアウト(2019年 3 月 持分法の適用範囲から除外)を設立 予約ソリューションサービス事業を開始(2020年 5 月 終了)
2018年 4 月	広告ソリューション事業を開始(2020年 4 月 終了)
2020年 8 月	株式交換により、株式会社アイ・ステーションを子会社化 株式取得により、株式会社P a t c h を子会社化

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、その他の関係会社1社、連結子会社6社、持分法適用関連会社1社により構成されており、「法人向け事業」、「個人向け事業」の2つのセグメントから構成されております。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」をご参照ください。

①法人向け事業

法人向け事業セグメントは、主に中小企業に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の顧客のニーズにあった各種商品の取次販売を当社、株式会社アイ・ステーション、株式会社Light Up ALL、株式会社どうぶつでんき及び株式会社ジョインアップにて行っております。

当社は、当社グループの経営状況に鑑み、連結子会社であった株式会社E P A R Kライフスタイル及び株式会社E P A R Kモールの全株式及び債権を2020年5月1日に譲渡したため、連結の範囲から除外し、予約システム等のソリューションサービスの提供を終了しております。

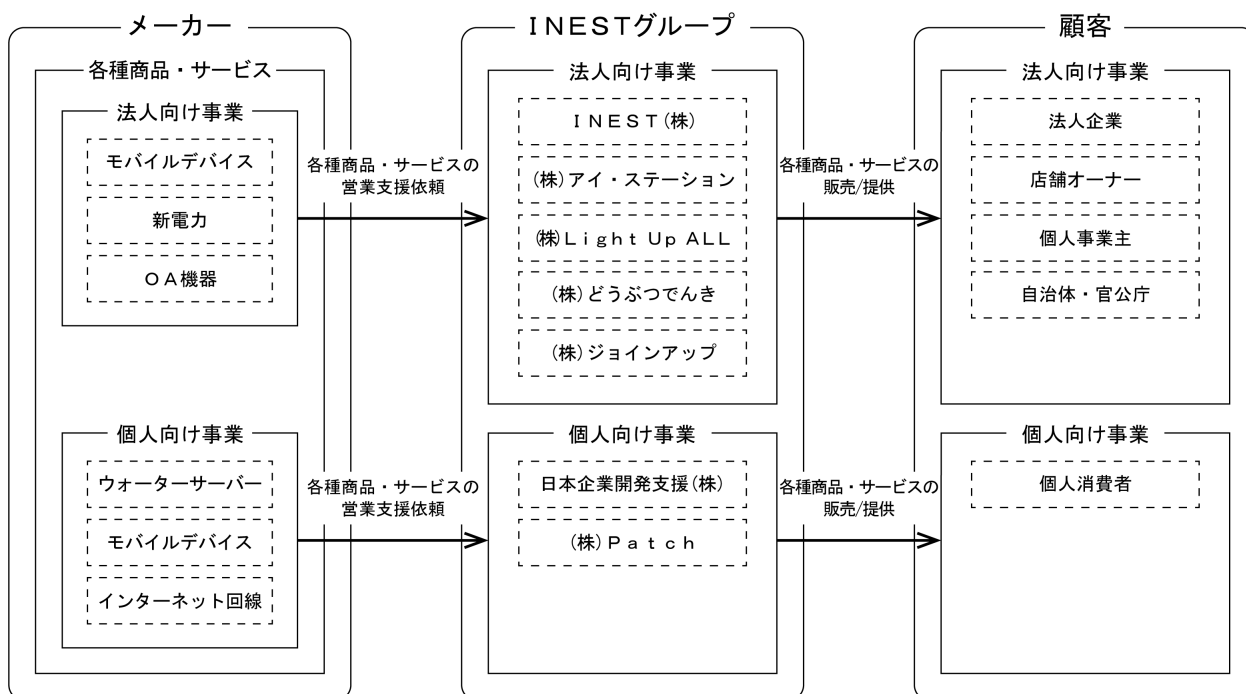
また、主に飲食店等の事業者を対象に、広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供する事業を運営していましたが、2020年4月30日に当該サービスの提供を終了いたしました。

なお、第2四半期連結会計期間において、中小法人向けの取次販売を強化し収益機会を拡充する目的で、株式会社アイ・ステーションを完全子会社とする株式交換により当該会社及びその子会社である株式会社Light Up ALL及び株式会社どうぶつでんきを連結の範囲に含めております。

②個人向け事業

個人向け事業セグメントは、主に個人に対して、ウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品の取次販売を日本企業開発支援株式会社及び株式会社Patchにて行っております。

なお、第2四半期連結会計期間より、個人向けの取次販売を強化し収益機会を拡充する目的で、新たに株式を取得したことにより、株式会社Patchを連結の範囲に含めております。



4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の所有割合 又は 被所有割合 (%) (注) 3	関係内容
(連結子会社) 株式会社ジョインアップ (注) 2	東京都豊島区	55	法人向け事業	100.0	役員の兼任1名
日本企業開発支援株式会社 (注) 4	東京都豊島区	20	個人向け事業	100.0	役員の兼任1名
株式会社アイ・ステーション (注) 2, 4	東京都文京区	47	法人向け事業	100.0	役員の兼任2名
株式会社P a t c h (注) 2, 4	東京都豊島区	50	個人向け事業	100.0	役員の兼任2名
株式会社L i g h t U p A L L (注) 3	東京都文京区	7	法人向け事業	100.0 (100.0)	役員の兼任2名
株式会社どうぶつでんき (注) 3	東京都文京区	5	法人向け事業	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社) 株式会社メディカ・ソリューションズ	北海道札幌市	25	情報通信サービス業	40.0	
(その他の関係会社) 株式会社光通信 (注) 5	東京都豊島区	54,259	情報通信サービス業	(被所有) 36.8 (0.8)	資本提携

(注) 1 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4 日本企業開発支援株式会社及び株式会社アイ・ステーション並びに株式会社P a t c hについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

5 有価証券報告書を提出しております。

主要な損益情報等

	日本企業開発支援株式会社	株式会社アイ・ステーション	株式会社P a t c h
(1) 売上高	855百万円	3,421百万円	1,805百万円
(2) 経常利益	93百万円	207百万円	56百万円
(3) 当期純利益	87百万円	119百万円	41百万円
(4) 純資産額	170百万円	511百万円	10百万円
(5) 総資産額	641百万円	2,337百万円	619百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
法人向け事業	323 (52)
個人向け事業	57 (23)
全社(共通)	16
合計	396 (75)

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。
- 2 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。
- 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 4 前連結会計年度末に比べ従業員数が171名増加しております。主な理由は、連結子会社であった株式会社E P A R Kライフスタイル及び株式会社E P A R Kモールの全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外し、当社において広告ソリューション事業を終了した一方で、株式会社アイ・ステーション、株式会社L i g h t U p A L L、株式会社どうぶつでんき及び株式会社P a t c hを連結の範囲に含めたことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
29	34.0	2.5	4,363

セグメントの名称	従業員数(人)
法人向け事業	13
全社(共通)	16
合計	29

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。
- 4 臨時従業員(パートタイマーを含み、派遣社員を除く)については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 5 前事業年度末に比べ従業員数が117名減少しております。主な理由は、広告ソリューション事業を終了したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、事業を通じて社会に貢献することを経営の基本方針としております。

(2) 経営環境

主に中小企業に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の各種商品の取次販売を行う「法人向け事業」と主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の各種商品の取次販売を行う「個人向け事業」の二本の柱を主要事業として、複数の販売網や多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤やサービス、営業リソース等の強みを活かし、中小企業や個人消費者のニーズにあった商品の取り扱いを積極的に増加させ、販売活動を展開してきました。

同事業の経営環境は、AIやIoTを活用したソリューションサービスの活用やBCP対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、昨今のコロナ禍をきっかけに、社会が大きく変わると予想される中で、そのニーズも急速に多様化していくと認識しております。

さらに、当社グループの主な販売先である法人企業において、インターネットを使って経営や営業活動、購入活動に必要な情報を得ることが主流になりつつあり、非対面での営業活動のニーズが高まっています。当社グループでは従来の販売手法である外勤型の営業活動において、一人当たり生産性にて一定の成果は出ているものの、昨今のコロナ禍によるリモートワークへのシフトやソーシャルディスタンスの確保、商談時間や移動時間の制限等の影響から従来の販売手法では一人当たり生産性が悪化することが想定されるため、既存事業のさらなる事業拡大や生産性の向上を目指す上で、WEBマーケティングを活用した販売手法を取り入れることが必要であると考えております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、安定した収益の確保に向けて、既存事業の強化を行うことが重要であると認識しております。また、その他の課題につきましては、以下のとおりであります。

- ①新型コロナウイルスの感染拡大及び拡散防止においては、引き続きマスクの着用、消毒の徹底、出勤時の検温等の感染拡大防止策を講じ、加えてリモートワーク勤務体制を整備する等必要な対策を講じてまいります。
- ②商品販売面においては、展開するサービスをグループ会社の垣根を越えて事業分野別に区分し、事業領域・責任体制を明確化することで、効率的かつ迅速な販売活動を行ってまいります。
- ③商品力強化の面では、お客様のニーズを的確に把握したサービスの開発、継続的な改良が必要不可欠であります。そのため、中小企業や個人のお客様のニーズにあった商品の取り扱いを増加し、サービス品質向上に努めてまいります。
- ④営業力強化の面においては、従業員一人当たりの生産性向上を最重要課題として捉え、多種多様な商材を取り扱う上での知識やノウハウ習得を目的とした教育体制、管理体制の強化に努めてまいります。
- ⑤財務面においては、経営資源の効率的な運用を目指し、人員規模の適正化やその他コスト削減を行い、引き続き財務体質の強化を行ってまいります。
- ⑥資金調達面においては、事業戦略上必要な資金を確保する必要があるため、効率的な資金の調達、資金繰りの安定化に努めてまいります。
- ⑦情報セキュリティの面においては、情報保護の重要性がますます高まっていることに対応し、セキュリティの強化を行っております。
- ⑧コーポレート・ガバナンスの面においては、当社グループの健全かつ継続的な成長を図るため全社を挙げてコンプライアンス・内部監査体制の一層の強化に取り組み、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を確立してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 技術革新への対応について

IT業界における技術革新は急速に進んでおります。現在及び今後の技術革新を把握することは当社グループが事業を行っていくうえで極めて重要であり、当社グループではそのための情報収集を逐次行っております。

サービスの向上、拡大に必要な情報の収集や情報技術の取得については、安定性・安全性・信頼性・経済性等を重視して実行しております。

なお、技術革新への対応が遅れた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ASPサービスの将来性について

ASPサービスは、主に企業におけるシステム運用・管理業務等におけるアウトソーシングとしても利用され、システムの導入・運用・更新への迅速な対応、設備投資・運用失敗等に係るリスク回避、ハッキング等に対するセキュリティ対策向上等の面で効果が高く、コストの削減にも寄与するものとして普及してきました。

ただし、新たな技術革新やITサービスの変化によりASPサービスへの需要自体が大きく変化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システムダウンについて

当社グループは、コンピュータネットワークを通じて情報サービスを提供する事業を運営しているため、ネットワーク及びサーバシステムの障害を回避するために、下記のような対策を講じております。

現在、可用性を確保するためにサーバ機器・ネットワーク機器の冗長化と定期的な保全メンテナンスの実施等の対応を行っております。特に、当社サービスの基幹となるデータベースサーバ、アプリケーションサーバに関しては単体性能の高い設備へ更新を行うことにより、1台のハードウェアの故障が全体のサービスへの影響に繋がらない運用体制を構築しております。

上記のような障害対策を行っておりますが、万一、システム障害が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 販売代理業務に係るリスクについて

当社グループは、販売代理事業を行っており、キャリアや上位代理店との契約内容及び、条件に基づいて事業を行っております。

したがって、キャリアや上位代理店の方針の変更によって、事業の収益性や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報セキュリティについて

当社グループの展開する事業においては、当社のサーバにお客様の経営情報や個人情報蓄積されるため、お客様のデータ及び種々の情報に関する機密性の確保が極めて重大な命題となっております。そのため、当社グループでは、お客様情報の消失や外部への流失、漏洩が発生しないよう、インターネット回線とは隔絶された独自のプライベートネットワークを準備すると共に、外部ネットワークからの不正アクセスやコンピュータウィルスの侵入等を防御するために、高品位なファイヤーウォール群を設置しております。

一方で、人的ミスや手続き不備等による情報漏洩を防ぐため、情報の取扱いや保管、コンピュータの運用等についての管理を徹底しております。しかしながら、大規模な自然災害、当社社員の過誤、不正アクセスやコンピュータウィルスの侵入等の要因によって、データの漏洩、データの破損や誤作動が起こる可能性があります。上記のような対策を行っておりますが、万一、機密情報の取扱いに関する問題が発生した場合、当社グループの信頼を失うばかりでなく、顧客からの損害賠償請求、訴訟により責任追及される事態が発生する可能性があります。

(6) 競合について

当社グループの展開する事業は競合企業が多数存在しており、競合企業が市場における優位性を有した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。ただし、現状では市場規模が大きいことと、各社の持ち味の違いが棲み分けを生じさせていることにより、市場での一定の立ち位置を確保できると考えております。

(7) スマートフォン、タブレット端末市場の動向について

今後のスマートフォン、タブレット端末の普及具合及びこれに連動する関連市場の動向によっては、販売手数料収入の引き下げによる利幅の低下や、規格・機種の乱立によりソリューションサービスを各機種向けにカスタマイズするための費用が増加する等の事態が生じる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 業務提携及び企業買収等に係るリスク

当社グループでは事業拡大のため、企業買収等を実施することがあります。買収した事業の経営資源を、当社の経営戦略に沿って、効率的に活用できなかった場合には、当社グループの事業に影響を及ぼすほか、のれんの減損等により、業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) のれんの減損について

のれんは、その効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却されますが、減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割当将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、当該減少額は減損損失として測定されます。

当社グループは、株式会社アイ・ステーション及び株式会社P a t c hの支配獲得に伴い、相当額ののれんを連結貸借対照表に計上しており、取得価額のうちののれんに配分された金額が相対的に多額となっていることから、当該のれんについて、減損の兆候があるものと判断しております。このため、当連結会計年度末において減損損失の認識の要否の判定が行われておりますが、見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

当連結会計年度においては、減損損失の計上は不要と判断しておりますが、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

(10) 特定取引先への依存について

当社グループの主たる取引先は、その他の関係会社である株式会社光通信及びそのグループ各企業が中心となっております。従って、これらの企業が主力事業を展開している情報・通信市場等の動向によっては、当社グループと当該企業との取引関係、ひいては当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

(11) 法的規制について

情報の保護に関して、個人情報の保護に関する法律があります。当社グループは個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者には該当しておりませんが、情報取扱いの基準を社内で制定しております。当社社内基準については、当該法律の要求事項を充足するものとなっており、厳重な管理・運用がなされております。

しかしながら、将来個人情報の保護やインターネットに関する新しい法律、条例等が施行された場合には、それにより当社グループの事業が何らかの制約を受ける可能性があります。

(12) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは2018年3月期から継続して営業損失、当期純損失を計上し、2019年3月期から継続的な営業キャッシュ・フローのマイナスとなり、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間まで継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。

当該事象を解消するため、当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社E P A R Kモール及び株式会社E P A R Kライフスタイルの全株式を譲渡し、予約システム等のソリューションサービスの提供及び広告ソリューション事業を終了いたしました。また、新たにM&Aにより株式会社アイ・ステーション（以下「アイ・ステーション」といいます。）及び株式会社P a t c h （以下「P a t c h」といいます。）を完全子会社とし、アイ・ステーション及びP a t c hとともに、相互の強みを活かした積極的な販売活動を進め、新商品の取り扱いを開始するとともに、効率的な販売活動を展開し、将来にわたり成長を続けるための体制を構築してまいりました。また、事業規模に見合った経営資源の選択と集中を図ることで、コストの適正化を進め、事業戦略上必要な資金を安定的に確保するための資金調達も進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度において、営業利益34百万円、当期純利益168百万円を計上し、営業キャッシュ・フローも230百万円とプラスとなりました。次期以降においても、引き続き黒字を見込んでおります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと判断しております。

(13) 新型コロナウイルス感染拡大について

当社グループは、感染症等が流行した場合に備え、在宅勤務やリモートワーク等を可能とする勤務体制や環境等の整備を継続しております。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、営業活動に支障が生じた場合、また人的被害が拡大した場合には、当社グループの業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策を背景とし、緩やかな回復が続くと期待されておりました。一方、国内外経済の先行きについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境では、当社グループが主にサービスの提供対象としている法人企業におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が危惧されており、先行きが不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、2020年8月1日を効力発生日として、株式会社アイ・ステーション及び株式会社P a t c hを当社の完全子会社とし、新たな経営体制へ移行いたしました。各社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等を活かし、法人企業や個人消費者の顧客のニーズにあった商品の取り扱いを増加し、積極的に販売活動を展開してまいりました。

なお、当社グループにおいては、複数の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等を有していることから、現在の事業環境に柔軟に対応できたことで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社グループにおける当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響は軽微であります。

現在、当社グループを取り巻く事業環境では、A IやI o Tを活用したソリューションサービスの活用やB C P対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、当社グループにおけるこれらの売上高のシェアは2020年3月期から2021年3月期にかけて増加傾向にあり、昨今のコロナ禍をきっかけに、社会が大きく変わると予想される中で、そのニーズも急速に多様化していくと認識しております。

また、他社による新規サービスの参入など競争が激しい市場であるため、市場の変化に先手で対応できるように、市場のリサーチやマーケティング分析を行い、顧客の多様なニーズにあうサービスを拡充させ、速やかに販売できる体制を強固にしていくことが、当社グループの中長期的な競争力の確保につながるものと考えております。

既存事業においては、当社グループの主な販売先である法人企業において、インターネットを使って経営や営業活動、購入活動に必要な情報を得ることが主流になりつつあり、非対面での営業活動のニーズが高まっているため、さらなる事業拡大や生産性の向上を目指す上で、WEBマーケティングを活用した販売手法を早期に構築していくことが必要であると考えております。

したがって、当連結会計年度において、新たに3つの自社プロダクトと7つの自社メディアをリリースしており、このように将来に向けた先行投資を積極的に展開していくことで、当社グループの中長期的な業績安定に寄与するとともに、非連続的な成長を実現できるものと見込んでおります。

また、第1四半期連結会計期間において、連結子会社であった株式会社E P A R Kライフスタイル及び株式会社E P A R Kモールの全株式を譲渡し、予約システム等のソリューションサービスの提供を終了するとともに、広告ソリューション事業を終了しております。広告ソリューション事業の終了による取引関係の終了に伴い、取引先からの一括精算金として146百万円を特別利益として計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,500百万円(前連結会計年度比119.1%増)となり、営業利益34百万円(前連結会計年度は営業損失483百万円)、経常利益21百万円(前連結会計年度は経常損失649百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は168百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失698百万円)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、第2四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」をご参照ください。

法人向け事業

法人向け事業セグメントは、主に中小法人に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

当連結会計年度においては、株式交換により株式会社アイ・ステーション、株式会社L i g h t U p A L L及び株式会社どうぶつでんきを連結の範囲に含め、中小法人に対する多数の顧客基盤や商品を活かした販売活動に注力してきたことに加え、新たな商品として、蓄電池やA I温度検知ソリューション等のソリューション商品を開発し、販売を開始しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,855百万円(前連結会計年度比141.2%増)、セグメント利益は157百万円(前連結会計年度はセグメント損失448百万円)となりました。

個人向け事業

個人向け事業セグメントは、主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

当連結会計年度においては、新たに株式を取得したことにより株式会社P a t c hを連結の範囲に含め、個人に対する多数の顧客基盤と商品を強みに、より顧客のニーズに寄り添った販売活動に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は2,651百万円(前連結会計年度比93.7%増)、セグメント利益は131百万円(前連結会計年度比3.0%減)となりました。

当連結会計年度における生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

①生産実績

該当事項はありません。

②仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
法人向け事業	1,253	1,189.4
個人向け事業	437	49.2
合計	1,690	170.0

(注) 1 金額は仕入価格によっております。

2 当連結会計年度において、仕入実績に著しい変動がありました。これは法人向け事業において、株式会社アイ・ステーションを連結の範囲に含めたこと等によるものです。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

③受注実績

該当事項はありません。

④販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
法人向け事業	3,853	241.1
個人向け事業	2,646	193.3
合計	6,500	219.1

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
株式会社メンバーズモバイル	1,072	36.1	1,395	21.5
株式会社E P A R K メディアパートナーズ	766	25.8	15	0.2
プレミアムウォーター株式会社	—	—	952	14.7

3 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは法人向け事業において、株式会社アイ・ステーションを連結の範囲に含め、個人向け事業において、株式会社P a t c hを連結の範囲に含めたこと等によるものです。

4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

	前連結会計年度 2020年3月31日	当連結会計年度 2021年3月31日	増減
総資産 (百万円)	1,578	5,290	3,712
負債 (百万円)	1,453	3,111	1,657
純資産 (百万円)	124	2,179	2,054
1株当たり純資産 (円)	2.08	7.84	5.76

総資産は新規連結に伴うのれんの増加等により、前連結会計年度末に比べて3,712百万円増加し5,290百万円となりました。

負債は1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債の繰上償還による減少、新規連結等に伴う短期借入金、未払金及び解約調整引当金の増加等により、前連結会計年度末に比べて1,657百万円増加し3,111百万円となりました。

純資産は、当社を株式交換完全親会社、株式会社アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、資本剰余金が1,522百万円増加したこと等により、前連結会計年度末と比べ2,054百万円増加し、2,179百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△637	230
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68	164
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	19
現金及び現金同等物の期末残高	563	1,766

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額789百万円を含め、以下に記載のキャッシュ・フローにより1,766百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,203百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、230百万円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益132百万円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、164百万円となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入214百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、19百万円となりました。これは主に1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債を繰上償還したことによる支出500百万円、及び新株予約権の行使による株式の発行による収入343百万円によるものであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金については自己資金により賄っており、設備投資や長期運転資金については、自己資金を充当するほか、事業投資計画等に照らして、必要な資金を金融機関からの借入や株式の発行等の資本取引により調達しております。

(4)重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 I 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(5)今後の見通し

感染拡大が続く新型コロナウイルスの影響により、企業活動の停滞が続き、経済面での影響が甚大となる可能性があります。今後、世界経済への影響の広がりや長期化の度合いによっては、さらに深刻度を増すことが予想されております。当社グループにおきましては、新型コロナウイルスの感染防止及び拡散防止に向け、マスク着用、消毒の徹底等拡散防止策を講じ、加えてリモートワーク勤務体制を整備する等必要な対策を実施しております。今後の事業への影響を慎重に見極め、公表すべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

4 【経営上の重要な契約等】

(1)株式会社アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換契約について

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。その後、2020年8月1日を効力発生日として株式交換を実施しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

(2)株式会社P a t c hを完全子会社とする株式譲渡契約について

当社は、2020年4月24日開催取締役会において、株式会社P a t c hの全株式を取得し完全子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。その後、2020年8月1日を効力発生日として同社を完全子会社化いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は101百万円で、主に事務所の移転による新規設備の取得及び、社内情報ネットワーク関連及び新基幹システム構築に対する投資によるものであります。設備投資には有形固定資産及びソフトウェアを含めており、その内訳は以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
法人向け事業	9百万円
個人向け事業	27百万円
報告セグメント計	37百万円
全社	63百万円
合 計	101百万円

また、当連結会計年度において、法人向け事業セグメントにおけるソフトウェア等について減損損失43百万円を計上いたしました。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結損益計算書関係）」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都豊島区)	法人向け事業	販売メディア	—	—	2	2	13
	全社	事務所設備及び備品	5	9	50	65	16

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 休止中の設備はありません。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
株式会社 アイ・ステーション	本社 (東京都文京区)	法人向け事業	事務所設備 及び 販売メディア	42	19	4	66	310
株式会社 Patch	本社 (東京都豊島区)	個人向け事業	事務所設備	19	7	—	27	32
日本企業開発 支援株式会社	本社 (東京都豊島区)	個人向け事業	販売メディア	—	—	1	1	25

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 休止中の設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完成予定 年月		完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
提出 会社	本社 (東京都 豊島区)	全社	ネットワーク 関連設備	40	—	自己資金	2021年 5月	2021年 11月	(注) 2

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	310,795,700
A種優先株式	22,710,000
計	333,505,700

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	65,016,425	65,016,425	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式	22,710,000	22,710,000	—	(注) 2
計	87,726,425	87,726,425	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数

単元株式数は100株であります。

(2) 剰余金の配当

当会社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位で行う。

(3) 残余財産の分配

① 当会社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金99円（ただし、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事情があった場合には、適切に調整される。）を支払う。なお、A種残余財産分配額の計算において、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、円未満切上げとする。

② 当会社は、前号に基づくA種優先残余財産分配金の分配が行われた後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配金に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金と同額の残余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する残余財産分配金の分配と同順位で支払う。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ① 当社は、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種優先株式毎に、同時に同一の割合で行う。
- ② 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ③ 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。また、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(6) 種類株主総会

- ① 基準日に関する定款規程は、毎事業年度末日の翌月から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。
- ② 株主総会の招集に関する定款規程は、種類株主総会の招集にこれを準用する。
- ③ 株主総会の決議に関する定款規程は、種類株主総会の決議にこれを準用する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2020年8月24日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）3
新株予約権の数(個)※	12,110 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,211,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	73 （注）3
新株予約権の行使期間※	2023年7月1日～2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 74.2 資本組入額 37.1 （注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	1. 本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 2. 本新株予約権者は割当てを受けた本新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。 （注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき120円で有償発行しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。）又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 本新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の発行後、当社が、次の①若しくは②に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

① 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合（新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）

② 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする（この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）。

- (3) 上記(1)及び(2)のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益（連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。）が、それぞれ以下の額を全て超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

2021年3月期 150百万円

2022年3月期 200百万円

2023年3月期 250百万円

- (2) 2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益の目標数値を下回った場合、当該連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

- (3) 上記(1)及び(2)に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

- (4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、以下のいずれかに該当する場合その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ① 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合
 - ② 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合（但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記(5)に記載の場合に該当する場合を除く。）
- (5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- (6) その他条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 本新株予約権者が本新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画の承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使条件に準じて決定する。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
- (10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い
本項に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

2018年12月26日に発行した I N E S T 株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高の全額を 2020年 5 月15日で繰上償還いたしました。

第 2 回新株予約権

決議年月日	2021年 1 月20日取締役会決議
新株予約権の数（個）※	66, 500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 6, 650, 000（注） 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当初行使価額 1 株あたり109円（注） 3
新株予約権の行使期間※	2021年 2 月 8 日～2024年 2 月 8 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額※	（注） 6
新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式11, 000, 000株、本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的となる普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）が修正されても変化しない。（ただし、（注） 2 に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の 1 円位未満の端数を切り上げた金額となる。ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に上記（2）に記載の条件に該当する都度修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は当初77円とする。ただし、(注) 2. (4)の規程を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

普通株式11,000,000株 (2021年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数の5.91%)

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

868,951,305円 (上記(4)記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、(注) 7に記載のとおり、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

2 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式11,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、下記(2)ないし(5)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が(注) 5の規定に従って行使価額の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注) 5定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注) 5. (2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、(注) 5. (2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初109円とする。ただし、行使価額は(注) 4又は(注) 5に従い、修正又は調整される。

4 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円位未満の端数を切り上げた金額となる。ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

5 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- ⑤ 上記①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、上記(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（東証終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が（注）5に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 6 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額
- 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 本新株予約権の取得事由及び条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2024年2月8日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- 8 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容
- (1) 行使制限措置
- 割当先は、いずれの暦月においても、当該暦月において新株予約権の行使により交付されることとなる発行会社普通株式の数の合計が、上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を行わないものとする。
- 割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認するものとし、当社は、割当先からかかる確認をうけた場合、直ちに回答するものとする。
- (2) 行使の要請
- 当社は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付新株予約権を割当先に付与した上で、当社が、一定の条件に従って本新株予約権のうち一定数を行使すべき旨の要請（以下「行使要請」という。）ができる。割当先は、かかる要請を受けた場合、これに係る行使要請期間内に、これに係る行使必要新株予約権数に相当する本新株予約権を行使するものとする。
- (3) 行使停止要請
- 当社は、割当先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、期間（以下「行使停止期間」という。）を定めて行使の停止を要請（以下「停止要請」という。）することができる。また、当社は割当先に対し書面で通知することにより、停止要請を取り消すことができる。かかる取り消しは、割当先が発行会社から当該通知を受領したときに効力が生じるものとする。
- 9 株券の売買に関する事項について所有者との取決めの内容
- 本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。
- 10 株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者との間の取決めの内容
- 本新株予約権の発行に伴い、割当先は株式会社光通信との間で株券貸借取引契約を締結しております。
- 11 その他投資者の保護を図るため必要な事項
- 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2021年1月1日から 2021年3月31日まで)	第25期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	43,500	43,500
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	4,350,000	4,350,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	79	79
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	343	343
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	43,500
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	4,350,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	79
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	343

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年7月20日 (注) 1	4,605,262	53,197,169	174	274	174	174
2018年3月21日 (注) 2	—	53,197,169	△174	100	—	174
2018年12月26日 (注) 3	6,756,756	59,953,925	249	349	249	424
2019年8月10日 (注) 4	—	59,953,925	△249	100	△166	258
2020年8月1日 (注) 5	23,422,500	83,376,425	—	100	1,522	1,780
2021年2月8日～ 2021年3月11日 (注) 6	4,350,000	87,726,425	173	273	173	1,954

(注) 1 有償第三者割当 発行価格76円 資本組入額38円

割当先 株式会社アルネッツ、株式会社光通信

2 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

3 有償第三者割当 発行価格74円 資本組入額37円

割当先 SBIイノベーションファンド1号

4 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

5 株式会社アイ・ステーションとの株式交換（交換比率1：375）による増加であります。これにより普通株式の発行済株式総数が712,500株増加し、A種優先株式の発行済株式総数が22,710,000株増加しております。

6 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2021年3月31日現在

普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	24	38	19	19	6,596	6,697	—
所有株式数 (単元)	—	5,806	61,148	331,248	11,209	308	240,402	650,121	4,325
所有株式数 の割合(%)	—	0.89	9.41	50.95	1.72	0.05	36.98	100.00	—

(注) 自己株式144株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に44株含まれております。

A種優先株式

2021年3月31日現在

区分		株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)
政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計		
				個人以外	個人				
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	227, 100	—	—	—	227, 100	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	46,139,784	52.6
SBIイノベーションファンド1号	東京都港区六本木1丁目6-1	6,756,756	7.7
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	1,977,900	2.3
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7-1	1,797,700	2.0
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	688,000	0.8
本橋 和文	埼玉県さいたま市中央区	665,000	0.8
INEST従業員持株会	東京都豊島区東池袋1丁目25-8	594,400	0.7
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	580,600	0.7
今田 幸三	福岡県福岡市早良区	505,000	0.6
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6	498,700	0.6
計	—	60,203,840	68.6

(注) 株式会社光通信が所有する46,139,784株のうち22,710,000株については、A種優先株式につき、法令に別段の定めがある場合を除き、定款の定めにより株主総会において議決権を有しておりません。

所有議決権数別

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数 の割合(%)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	234,297	36.0
SBIイノベーションファンド1号	東京都港区六本木1丁目6-1	67,567	10.4
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	19,779	3.0
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7-1	17,977	2.8
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	6,880	1.1
本橋 和文	埼玉県さいたま市中央区	6,650	1.0
INEST従業員持株会	東京都豊島区東池袋1丁目25-8	5,944	0.9
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	5,806	0.9
今田 幸三	福岡県福岡市早良区	5,050	0.8
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6	4,987	0.8
計	—	374,937	57.7

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 22,710,000	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,012,000	650,120	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,325	—	—
発行済株式総数	87,726,425	—	—
総株主の議決権	—	650,120	—

(注) A種優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。

②【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) INEST株式会社	東京都豊島区東池袋一丁目 25番8号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	144	—	144	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。

しかしながら、業績及び財務状況等を勘案いたしました結果、第25期末の配当につきましては、見送りとなりました。

当社は、成長中の企業であり更なる高成長をするための投資並びに財務体質の強化を行い、企業価値を高めることが株主の利益につながると考えております。

今後は、経営成績に応じた利益配分を行うことを基本方針として、あわせて、将来の事業展開と企業体質強化のための内部留保の確保を図りつつ、業績及び配当性向等を総合的に勘案して決定する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、常に原理原則で考え、当社および当社グループの健全かつ継続的な成長を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しています。取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るべく、2021年6月29日開催の定時株主総会の承認を得て「監査等委員会設置会社」に移行しました。また、健全な事業経営の基盤として、コンプライアンスを重視し、当社および当社グループの全役員・全従業員に対し、倫理観・遵法精神の徹底を図っております。

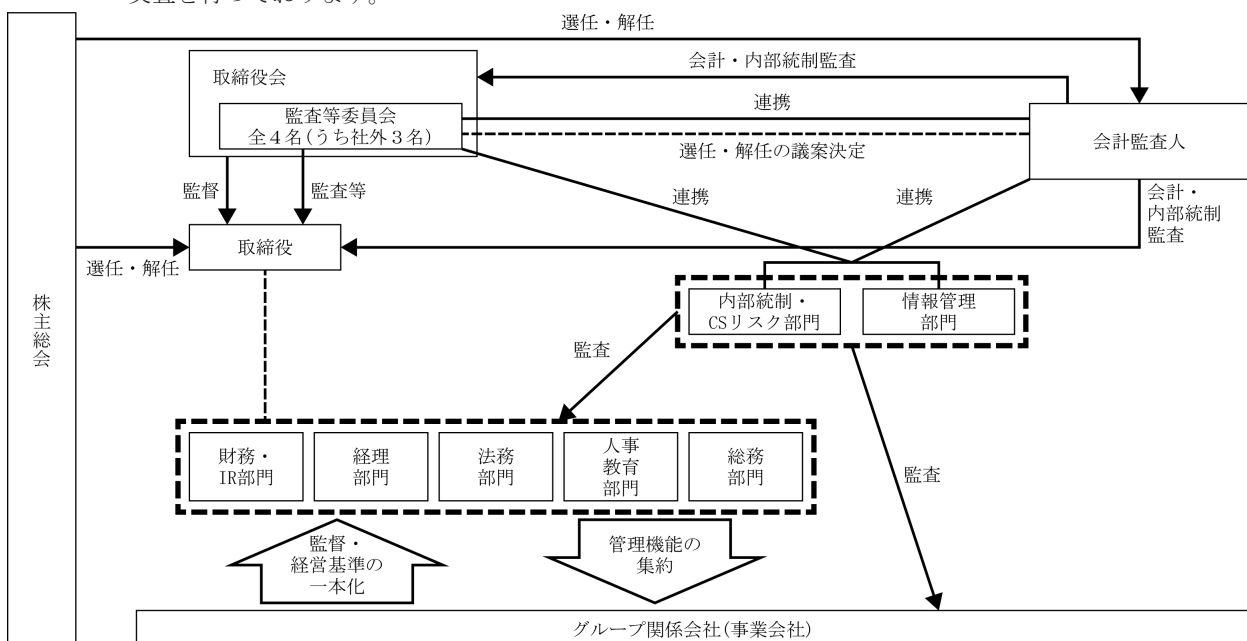
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2021年6月29日より、監査等委員会設置会社に移行し、取締役7名（うち監査等委員である取締役4名）で構成される経営体制を採っております。

取締役の構成としては、経営の迅速化と牽制機能の強化を目的として代表取締役2名の体制を採っており、代表取締役2名を含む業務執行取締役3名と監査等委員である取締役4名からなる合計7名の取締役にて取締役会を構成しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成され、経営に対する監査機能を担っております。各グループ関係会社のガバナンスに関しては、事業会社である各子会社の管理機能を親会社内のグループ管理部門に集約し、事業部門と管理部門を切り離すことで牽制機能を強化しており、管理機能毎に以下の施策を行っております。

- ・経理部門及び財務・IR部門では、各子会社の経営状況を管理・分析し、経営に反映させるとともに、公正なディスクローズを行い、透明性の向上を図っております。
- ・法務部門では、各子会社業務の法令遵守及びコンプライアンスの確保、監督を行っております。
- ・人事・教育部門では、グループで統一的な研修課程を実施することで、社員の資質向上に努め、また実力主義の原則に基づく評価・報酬体系を導入することで、グループ会社間の公平性を図っております。
- ・総務・情報システム部門では、グループのシステム管理を一元的に行い、情報セキュリティ強化に努めております。
- ・内部監査部門及びCS・リスク管理部門では、グループ従業員へ適正な行動規範を浸透させ、またお客様等社外からのご指摘・ご意見を経営に反映し、従業員の資質向上及び顧客満足度（CS）の向上を目指しております。また、取引与信枠の設定や潜在リスクの発見・回避等経営リスクの管理を行っております。
- ・内部統制部門では、金融商品取引法の内部統制報告制度への対応として、主に経理部門・業務管理部門の業務監査、内部統制評価を行っております。
- ・情報管理部門では、情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的な社員研修や各営業所の実査を行っております。



③企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社では、内部統制に関する体制や環境を以下のとおり整備し、実効性を高めるべく努力しております。なお、当社ではこれまでも情報セキュリティ管理に積極的に取り組み、リスク管理部門においてコンプライアンスも含めた全社的なリスクを統合的に管理していくこととしております。

a コンプライアンス体制の整備状況

取締役及び従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を、以下のとおり定めております。

- i コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および全従業員が法令・定款・社内規程およびこれに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
- ii 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
- iii 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
- iv 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。
- v 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行うものとします。

b リスク管理体制の整備状況

損失の危機の管理に関する規程その他の体制を、以下のとおり定めております。

- i 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。
- ii 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
- iii リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。

c 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制整備の状況

- i 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに子会社、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。
- ii 当社内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証およびその結果を踏まえた改善指示等を行うものとします。
- iii 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。
- iv 当社は、当社および子会社（以下「グループ」といいます。）全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。
- v 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。

- vi 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。
- vii 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。
- viii 当社は、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役へ報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。
- d 監査等補助人の設置並びに監査等補助人の独立性及び監査等委員会の監査等補助人への指示の実効性の確保
 - i 当社は、監査等委員会から要請があった場合、必要な員数及び求められる資質について監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する従業員（以下「監査等補助人」といいます。）を配置するものとします。
 - ii 監査等補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
 - iii 監査等補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。ただし、監査等委員会から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査等補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査等補助人は、監査等委員会の職務の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとします。
 - iv 取締役及び従業員は、監査等委員会の要請により、以下の措置を講じるほか、監査等補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。
 - ・監査等補助人が、監査等委員に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
 - ・監査等補助人が、監査等委員に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。
- e 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - i 取締役及び従業員は、次に定める事項を監査等委員会に報告するものとします。
 - ・会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ii 子会社の取締役、監査役及び従業員が、子会社に関する前項各号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、又は直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査等委員会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。
 - iii 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、法令及び社内規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとします。
 - iv 前三項に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。
 - v 前項に伴い、監査等委員会は、取締役もしくは従業員又は子会社の取締役、監査役もしくは従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査等委員会は、報告をした者の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができるものとします。

- f その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 監査の実効性を確保するため、取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査等委員会がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。
 - ii 当社は、監査等委員会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査等委員会の職務に適した監査等委員会室を設置するものとします。なお、監査等委員会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
 - iii 当社は、監査等委員会が要請した場合、監査等委員会が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
 - iv 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換をするなどし、情報交換及び緊密な連携を図るものとします。
 - v 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
 - vi 当社は、社外取締役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査等委員会の合理的な要請により、当社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。
- g 情報管理体制
- 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制を、以下のとおり定めております。
- 取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。また内部監査部門が閲覧を求めた時は、取締役はいつでも当該文書を閲覧に供さなければならない。
- ロ 取締役の定数
- 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名以上10名以内、監査等委員である取締役については5名以内とする旨を定款に定めております。
- ハ 取締役の選任の決議要件
- 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないこととしております。
- ニ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項
- a 経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨。
 - b 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨。
 - c 会社法第426条第1項の規定により第25回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨。
 - d 株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨。
- ホ 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、社外取締役及び会計監査人との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
- ヘ 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況
- 2021年3月期は、取締役会を15回(臨時3回)開催し、当社の業務執行を決定いたしました。

ト 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款第14条第2項に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為(いわゆる敵対的TOB)に関する対応策は導入しておらず、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針についての定めに関する事項(会社法施行規則第118条第3項に掲げる事項)について定めておりませんが、当社の株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社は社外の専門家を交えて当該取得者の提案内容を株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。

リ 種類株式

当社は、機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするため、A種優先株式を発行しております。資本の増強にあたり既存の株主への影響を考慮したため、A種優先株式の議決権の有無及び内容は普通株式と異なります。

A種優先株式に関する内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率 ー%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数(株)
代表取締役 社長	執行 健太郎	1989年1月30日生	2009年3月 2015年6月 2015年7月 2016年10月 2017年5月 2018年7月 2020年6月	株式会社ネットワークサービス 入社 同社 代表取締役 ひかりサポート株式会社 代表取締役 株式会社光通信へ転籍 MK事業部部長 株式会社アイ・ステーションへ転籍 MK事業部課長 同社 代表取締役(現任) 株式会社L i g h t U p A L L 代表取締役(現任) 当社 代表取締役社長(現任)	(注) 3	普通株式 67,500
代表取締役常務 管理本部長	片野 良太	1984年7月31日生	2007年4月 2010年11月 2012年1月 2014年12月 2016年11月 2017年6月 2017年12月 2018年4月 2018年6月 2018年12月 2020年3月 2020年5月	株式会社光通信 入社 当社へ転籍 株式会社光通信へ転籍 管理本部人材開発部 同社 管理本部財務部課長 当社 管理本部長 当社 取締役 当社 内部監査室長 当社 管理本部長(現任) 当社 取締役 株式会社E P A R K グルメ 取締役 当社 常務取締役 当社 代表取締役常務(現任)	(注) 3	普通株式 21,200
取締役 副社長	坂本 幸司	1982年6月26日生	2006年5月 2014年12月 2015年4月 2017年8月 2017年9月 2018年4月 2020年6月	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(現:株式会社N F Cホールディングス) 入社 株式会社保険見直し本舗 取締役 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(現:株式会社N F Cホールディングス) DM 第2事業本部執行役員 同社 ニューチャネル事業本部 執行役員 株式会社P a t c h 取締役 同社 代表取締役(現任) 当社 取締役副社長(現任)	(注) 3	ー
取締役 (監査等委員)	近藤 武雄	1944年2月27日生	1962年3月 1996年8月 2000年6月 2002年11月 2004年10月 2005年10月 2018年2月 2021年6月	大蔵省 入省 旭信用金庫 入庫 同金庫 常勤理事・総務部長 銚子信用金庫 常勤理事・総務部長 同金庫 常勤理事・監査部長 株式会社インテア・ホールディングス 社外監査役 当社 常勤監査役 当社 取締役 監査等委員(現任)	(注) 4	ー

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数(株)
取締役 (監査等委員)	倉 嶌 喬	1947年 6 月22日生	1971年 4 月 1985年 9 月 1998年 1 月 1998年 4 月 2008年 4 月 2010年 6 月 2013年11月 2015年 3 月 2016年 6 月 2018年 3 月 2019年 3 月 2021年 6 月	株式会社ダイエー 入社 ユニ・チャーム株式会社 入社 ビジョン株式会社 入社 同社 取締役 株式会社ビーエイ 顧問 日本企業開発支援株式会社 社外取締役 株式会社ビーエイ 常務執行役員 同社 常勤監査役 当社 取締役(現任) 株式会社ビーエイ 取締役 同社 常勤監査役 当社 取締役 監査等委員(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	竹 中 由重	1980年 7 月31日生	2010年12月 2016年 6 月 2020年 6 月 2021年 6 月	弁護士登録(第63期) 馬車道法律事務所入所(現任) 当社 監査役 当社 取締役 当社 取締役 監査等委員(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	柴 田 亮	1988年 4 月26日生	2014年 4 月 2019年 2 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2021年 6 月	株式会社光通信 入社 株式会社アクトコール 取締役監査等委員 株式会社光通信 財務本部財務企画部長(現任) 株式会社シック・ホールディングス 取締役監査等委員(現任) 当社 取締役 監査等委員(現任)	(注) 4	—
計						—

- (注) 1 当社は、2021年 6 月29日開催の第25回定時株主総会決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- 2 取締役近藤武雄、倉嶋喬及び竹中由重の 3 名は、社外取締役であります。
- 3 2021年 6 月29日開催の定時株主総会の終結の時から 1 年間
- 4 2021年 6 月29日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名で、いずれも監査等委員であり、当社株式を保有しておりません。その他、当社グループ及び当社グループのその他の取締役と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。

社外取締役 近藤武雄氏は、同氏が大蔵省(現 財務省)に長年にわたり勤務し、その経験に基づく幅広い見識を有しており、同氏の知見を当社の監査に活かしていただけたと考えているため、社外取締役として選任しております。

社外取締役 倉嶋喬氏は、同氏が豊富な企業経営等の経験と見識を有しており、当社の経営に有益な助言をいただけるものと考えているため、社外取締役として選任しております。

社外取締役 竹中由重氏は、同氏が弁護士としての経験と専門知識を有しており、同氏の知見を当社の経営に有益な助言をいただけるものと考えているため、社外取締役として選任しております。

当社は、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていませんが、その選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行するために十分な独立性が確保できることを前提に、個別で判断しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役3名はいずれも監査等委員である取締役であり、取締役会並びに監査等委員会に出席し、監査業務の遂行過程を通じて、それぞれ必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査や会計監査人と相互連携を図っております。また、内部統制部門とは、本連携の枠組みの中で、適切な距離を保ちながら、コーポレート・ガバナンス強化並びに企業クオリティー向上を目指した協力関係を構築しております。

会計監査人及び内部統制部門とは定期的に監査計画や監査結果についての情報交換、内部統制の整備状況に関する報告の聴取など密に連携して監査の実効性を確保しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は2021年6月29日開催の定時株主総会の承認を得て、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行しました。当社における監査等委員は、社外取締役3名を含む計4名の体制をとっており、また、常勤監査等委員1名を選任しております。

監査等委員である社外取締役 近藤武雄氏は大蔵省(現 財務省)に長年にわたり勤務し、その経験に基づく幅広い見識を有しております。

監査等委員である社外取締役 倉嶋喬氏は、豊富な企業経営等に係る経験と見識を有しております。

監査等委員である社外取締役 竹中由重氏は、弁護士としての経験と専門知識を有しております。

監査等委員である取締役 柴田亮氏は、株式会社光通信 管理本部財務部に長年在籍し、財務業務に精通しており、更に複数社の他上場企業で監査等委員である取締役に就任していた経験を有しております。

監査等委員会は取締役会及び取締役の意思決定、業務執行の適法性・妥当性の観点から十分な監査・監督機能を果たすことを目的として毎月定期的に開催することとしており、各監査等委員は監査等委員会が定めた監査の基本方針及び業務の分担等に従い、取締役会及び社内の重要な会議に出席し情報収集に努めてまいります。

また、内部監査部門及び会計監査人と、情報・意見交換を行い連携を密にし、監査の効率化・監査機能の向上を図ってまいります。

当事業年度において当社は監査役会を年12回(臨時0回)開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
近藤 武雄	12 回	12 回
竹中 由重	2 回	2 回
川合 宏一	12 回	11 回
和田 拓士	12 回	10 回

監査役会における主な検討事項として、監査の基本方針及び監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等が挙げられます。

また、常勤監査役の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、監査役等との意思疎通・情報交換、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認、内部監査担当者との監査状況についての定期的な協議、定例の監査役会における非常勤監査役への監査結果の共有を行っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、取締役会が決議した内部統制システムのモニタリングを行うほか、毎期計画的に各部門の業務の遂行状況について監査を行うとともに法令及び社内諸規則の遵守や不正リスクの予防等コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、結果については代表取締役社長に報告しております。

また、監査結果については常勤監査役に報告し、情報共有を行い、監査の効率化を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

10年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 川村 英紀

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 永井 公人

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、その他監査従事者3名となります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の選任に当たっては、監査法人の概要、品質管理体制、会社法上の欠格事由の有無、独立性などの監査法人の概要のほか、監査計画は会社の事業内容に対応したリスクを勘案した内容か、監査チームの編成は会社の規模及び事業内容を勘案した内容か等の監査の実施体制及び監査報酬見積額について定めた「会計監査人選任に関する判断基準」を制定しております。現会計監査人は、KPMGインターナショナルのメンバーファームの一員であり、監査品質向上のためにガバナンスの強化や4つのディフェンスラインによる組織的な品質管理体制の構築に取り組んでおります。また、多業種にわたるクライアントの監査を手掛けており、人材も豊富であることから選定に至っているものであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があった場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価し、有限責任 あずさ監査法人の再任を決議いたしました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	32	—	55	30
連結子会社	—	—	—	—
計	32	—	55	30

当社における非監査業務の内容は、M&Aに関するデューデリジェンス業務及び国際財務報告基準(I F R S)に関するアドバイザー業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額は、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額が決定されております。取締役の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。取締役の報酬は、全て基本報酬であり、役員報酬規程に基づいて個別の報酬額を1年ごとに業績や経営内容を総合的に勘案して決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2008年6月25日開催の第12期定時株主総会において年額300百万円以内、また、この内訳について、確定金額報酬として年額200百万円以内、ストック・オプションとして年額100百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

当連結会計年度の取締役報酬の額については、2020年6月25日開催の取締役会において上記の算出方法に基づき、出席取締役全員の賛成をもって決定しております。

監査役報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、常勤・非常勤及び業務分担の状況等を総合的に勘案した上で、監査役会における協議で決定しております。

なお、監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第9期定時株主総会において年額200百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

当連結会計年度の監査役報酬の額については、2020年6月25日開催の監査役会において上記の算出方法に基づき、出席監査役全員の賛成をもって決定しております。

なお、当社は2021年6月29日開催の第25回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員以外の取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額20百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員以外の取締役の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は4名であります。監査等委員以外の取締役の個別の報酬は、1年ごとに業績や経営内容を考慮し、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の個別の報酬額については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	16	16	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	0	0	—	2
社外役員	9	9	—	7

(注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 2021年6月29日の定時株主総会において、定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

3 役員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(2005年12月27日、企業会計基準第8号)等に準拠して株式報酬費用として計上しており、当事業年度中の費用計上額は、取締役(社外取締役を除く。)3名に対して、9百万円となります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式に区分し、それ以外の株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する検証の内容

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、様々な企業との協力関係が不可欠であると認識しております。そのためには、中長期的な観点から、発行会社との良好な関係を構築し、取引関係の維持・強化や取引の円滑化を通じて、当社の企業価値の向上に資すると判断できる株式について保有しております。

また、保有の適否は、保有の意義の再確認、取引状況、保有に伴う便益等を定期的に精査し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式については、適時・適切に処分・縮減します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	9

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	0

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	563	※2 1,766
売掛金	333	1,022
商品	7	47
その他	200	209
貸倒引当金	△0	△4
流動資産合計	1,104	3,042
固定資産		
有形固定資産		
建物	43	72
減価償却累計額及び減損損失累計額	△41	△5
建物（純額）	1	67
その他	4	56
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3	△19
その他（純額）	0	36
有形固定資産合計	2	104
無形固定資産		
のれん	—	1,534
その他	96	89
無形固定資産合計	96	1,624
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 426	※1 20
繰延税金資産	16	119
敷金及び保証金	118	377
その他	79	11
貸倒引当金	△266	△8
投資その他の資産合計	374	519
固定資産合計	473	2,248
資産合計	1,578	5,290

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	88	246
短期借入金	—	※2 700
1年内返済予定の長期借入金	—	45
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	500	—
未払金	276	964
未払法人税等	3	31
前受金	509	416
賞与引当金	18	80
役員賞与引当金	0	15
解約調整引当金	—	138
その他	57	148
流動負債合計	1,453	2,786
固定負債		
長期借入金	—	208
その他	—	116
固定負債合計	—	324
負債合計	1,453	3,111
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	273
資本剰余金	247	1,944
利益剰余金	△223	△54
自己株式	△0	△0
株主資本合計	124	2,163
新株予約権	—	15
純資産合計	124	2,179
負債純資産合計	1,578	5,290

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	2,967	6,500
売上原価	1,276	1,780
売上総利益	1,691	4,720
販売費及び一般管理費	※1 2,175	※1 4,685
営業利益又は営業損失 (△)	△483	34
営業外収益		
助成金収入	—	4
業務受託料	18	4
その他	17	4
営業外収益合計	35	13
営業外費用		
支払利息	10	19
貸倒引当金繰入額	189	—
その他	1	7
営業外費用合計	201	27
経常利益又は経常損失 (△)	△649	21
特別利益		
子会社株式売却益	—	11
受取精算金	—	※2 146
その他	—	11
特別利益合計	—	170
特別損失		
減損損失	※3 43	※3 43
固定資産除却損	—	※4 5
投資有価証券評価損	—	6
子会社株式売却損	1	2
その他	0	—
特別損失合計	44	58
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△694	132
法人税、住民税及び事業税	3	22
法人税等調整額	0	△58
法人税等合計	3	△35
当期純利益又は当期純損失 (△)	△698	168
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△0	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△698	168

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△698	168
包括利益	△698	168
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△698	168
非支配株主に係る包括利益	△0	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					非支配 株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	349	1,057	△584	△0	822	0	823
当期変動額							
資本金から資本剰余金への振替	△249	249			—		—
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0		△0
欠損填補		△1,060	1,060		—		—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△698		△698		△698
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△0	△0
当期変動額合計	△249	△810	361	—	△698	△0	△699
当期末残高	100	247	△223	△0	124	—	124

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	100	247	△223	△0	124	—	124
当期変動額							
株式交換による増加		1,522			1,522		1,522
新株の発行(新株予約権の行使)	173	173			347		347
親会社株主に帰属する当期純利益			168		168		168
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						15	15
当期変動額合計	173	1,696	168	—	2,039	15	2,054
当期末残高	273	1,944	△54	△0	2,163	15	2,179

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△694	132
減価償却費	28	88
のれん償却額	—	124
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	263	3
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1	30
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1	14
解約調整引当金の増減額 (△は減少)	—	41
受取利息及び受取配当金	△7	△0
支払利息	10	19
助成金収入	—	△4
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	6
減損損失	43	43
固定資産除却損	—	5
子会社株式売却損益 (△は益)	1	△8
売上債権の増減額 (△は増加)	286	△101
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△5	△34
未収入金の増減額 (△は増加)	△47	54
仕入債務の増減額 (△は減少)	△216	0
未払金の増減額 (△は減少)	△128	39
前受金の増減額 (△は減少)	△48	△167
未払又は未収消費税等の増減額	△14	△89
その他	△14	△38
小計	△547	159
利息及び配当金の受取額	5	1
利息の支払額	△10	△19
法人税等の支払額	△95	△16
法人税等の還付額	10	91
助成金の受領額	—	13
営業活動によるキャッシュ・フロー	△637	230
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1	△8
無形固定資産の取得による支出	△85	△6
投資有価証券の売却による収入	12	214
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △166
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	※3 107
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	※3 △3	—
敷金及び保証金の差入による支出	—	△49
敷金及び保証金の回収による収入	—	66
貸付金の回収による収入	9	—
その他	0	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68	164

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	—	63
長期借入金の借入による収入	—	200
長期借入金の返済による支出	—	△94
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△0	—
転換社債型新株予約権付社債の償還による支出	—	△500
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	343
その他	—	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	19
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△706	414
現金及び現金同等物の期首残高	1,269	563
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	※4 789
現金及び現金同等物の期末残高	※1 563	※1 1,766

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社ジョインアップ

日本企業開発支援株式会社

株式会社アイ・ステーション

株式会社P a t c h

株式会社L i g h t U p A L L

株式会社どうぶつでんき

株式交換を実施したことにより株式会社アイ・ステーション及び株式会社アイ・ステーションの子会社である株式会社L i g h t U p A L L及び株式会社どうぶつでんきを連結の範囲に含めております。また、新たに株式を取得したことにより株式会社P a t c hを連結の範囲に含めております。

株式会社E P A R Kモール及び株式会社E P A R Kライフスタイルは、株式を売却したことにより連結の範囲から除外しております。

非連結子会社はありません。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社メディカ・ソリューションズ

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

商品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

④解約調整引当金

契約者の早期解約による収受済み代理店手数料の返戻に備えるため、返戻見込額を計上しております。

(4)のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却を行っております。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能で、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

1 株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	1,038

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは、その効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却されますが、減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、当該減少額は減損損失として測定されます。

株式会社アイ・ステーションの支配を獲得した際に生じたのれん1,038百万円について、取得価額のうちののれんに配分された金額が相対的に多額となっていることから減損の兆候があるものと判断しております。このため、当連結会計年度末において減損損失の認識の要否の判定が行われておりますが、見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として見積っておりますが、主要な仮定である販売数量は今後注力する商材の選択や市場環境の変化等によって変動することから、見積りには不確実性を伴い、この判断が割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度においては、減損損失の計上は不要と判断しておりますが、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

2 株式会社P a t c hの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	495

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは、その効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却されますが、減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、当該減少額は減損損失として測定されます。

株式会社P a t c hの支配を獲得した際に生じたのれん495百万円について、取得価額のうちののれんに配分された金額が相対的に多額となっていることから減損の兆候があるものと判断しております。このため、当連結会計年度末において減損損失の認識の要否の判定が行われておりますが、見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として見積っておりますが、主要な仮定である販売数量は今後注力する商材の選択や市場環境の変化等によって変動することから、見積りには不確実性を伴い、この判断が割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度においては、減損損失の計上は不要と判断しておりますが、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

3 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	119

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減できる可能性が高いものについて繰延税金資産を計上しております。計上にあたっては、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。なお、当社は連結納税制度を採用していることから、連結納税グループ全体の所得を見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日及び当該会計基準等の適用による影響

2022年3月期第1四半期連結会計期間よりIFRSを任意適用するため、当該会計基準の適用予定はなく連結財務諸表に与える影響につきましては評価しておりません。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日及び当該会計基準等の適用による影響

2022年3月期第1四半期連結会計期間よりIFRSを任意適用するため、当該会計基準の適用予定はなく連結財務諸表に与える影響につきましては評価しておりません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」155百万円、「その他」44百万円は、「その他」200百万円として組替えております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」に表示していた「ソフトウェア」94百万円、「その他」1百万円は、「その他」96百万円として組替えております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「破産更生債権等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「破産更生債権等」79百万円は、「その他」79百万円として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「受取利息」及び「持分法による投資利益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取利息」7百万円、「持分法による投資利益」5百万円、「その他」4百万円は、「その他」17百万円として組替えております。

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めておりました「子会社株式売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた1百万円は、「子会社株式売却損」1百万円、「その他」0百万円として組替えております。

「販売費及び一般管理費」の「販売手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より(連結損益計算書関係)注記の「販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額」に表示しております。

この結果、前連結会計年度の(連結損益計算書関係)注記の「販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額」に「販売手数料」109百万円を表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「子会社株式売却損益」及び「未収及び未払消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、前連結会計年度において独立掲記しておりました「持分法による投資損益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△21百万円及び「持分法による投資損益」に表示していた△5百万円は、「子会社株式売却損益」1百万円、「未収及び未払消費税等の増減額」△14百万円、「その他」△14百万円として組替えております。

前連結会計年度において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「有形固定資産の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△1百万円は「有形固定資産の取得による支出」△1百万円、「その他」0百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	10 百万円	10 百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
定期預金	— 百万円	100 百万円
計	— 百万円	100 百万円

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	— 百万円	200 百万円
計	— 百万円	200 百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与及び手当	925 百万円	1,149 百万円
賞与引当金繰入額	15 百万円	46 百万円
役員賞与引当金繰入額	0 百万円	15 百万円
貸倒引当金繰入額	74 百万円	3 百万円
支払手数料	242 百万円	179 百万円
販売手数料	109 百万円	1,919 百万円

※2 受取精算金

広告ソリューション事業の終了による取引関係の解消に伴い、取引先からの一括精算金146百万円を計上しております。

※3 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

セグメント	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
法人向け事業	事業資産	ソフトウェア	東京都豊島区	40
		無形固定資産その他 (ソフトウェア仮勘定)	東京都豊島区	2

当社グループは、事業セグメントを基礎とし、事業別に資産のグルーピングを行い、減損損失の認識の判定をしております。

一部事業の資産について、当初想定していた収益を見込めなくなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

セグメント	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
法人向け事業	事業資産	無形固定資産その他 (ソフトウェア)	東京都文京区	14
		無形固定資産その他 (顧客関連資産)	東京都文京区	28

当社グループは、事業セグメントを基礎とし、事業別に資産のグルーピングを行い、減損損失の認識の判定をしております。

一部事業の資産について、当初想定していた収益を見込めなくなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能額は使用価値により算出しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを10.0%で割り引いて算出しております。

ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては割引計算は行っておりません。

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	— 百万円	3 百万円
その他(工具、器具及び備品)	— 百万円	1 百万円
計	— 百万円	5 百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	59,953,925	—	—	59,953,925
合計	59,953,925	—	—	59,953,925
自己株式				
普通株式	144	—	—	144
合計	144	—	—	144

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第1回無担保転換 社債型新株予約権付 社債の新株予約権 (注) 1, 2	普通株式	6,756,756	—	—	6,756,756	—
合計			6,756,756	—	—	6,756,756	—

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	59,953,925	5,062,500	—	65,016,425
A種優先株式	—	22,710,000	—	22,710,000
合計	59,953,925	27,772,500	—	87,726,425
自己株式				
普通株式	144	—	—	144
合計	144	—	—	144

(注) 1 2020年8月1日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社、株式会社アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。これにより普通株式の発行済株式総数が712,500株増加し、A種優先株式の発行済株式総数が22,710,000株増加しております。

2 新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式総数が4,350,000株増加しております。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権 (注) 1, 2	普通株式	6,756,756	—	6,756,756	—	—
	第1回新株予約権 (注) 3	普通株式	—	—	—	—	1
	第2回新株予約権 (注) 4, 5	普通株式	—	11,000,000	4,350,000	6,650,000	14
合計			6,756,756	11,000,000	11,106,756	6,650,000	15

- (注) 1 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
2 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、社債の償還によるものであります。
3 第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
4 第2回新株予約権の増加は、発行によるものです。
5 第2回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	563 百万円	1,766 百万円
現金及び現金同等物	563 百万円	1,766 百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
流動資産	— 百万円	258 百万円
固定資産	— 百万円	21 百万円
のれん	— 百万円	536 百万円
流動負債	— 百万円	△316 百万円
株式の取得価額	— 百万円	500 百万円
株式取得に係る未払金	— 百万円	△178 百万円
現金及び現金同等物	— 百万円	△154 百万円
差引：取得による支出	— 百万円	166 百万円

※3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
流動資産	16 百万円	82 百万円
固定資産	— 百万円	90 百万円
流動負債	△0 百万円	△64 百万円
非支配株主持分	△0 百万円	— 百万円
子会社株式売却損益(△は損)	△1 百万円	8 百万円
株式の売却価額	13 百万円	116 百万円
現金及び現金同等物	△16 百万円	△9 百万円
差引：売却による収入(△は支出)	△3 百万円	107 百万円

※ 4 株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)
流動資産	— 百万円	1,322 百万円
固定資産	— 百万円	471 百万円
のれん	— 百万円	1,122 百万円
流動負債	— 百万円	△1,350 百万円
固定負債	— 百万円	△43 百万円
株式の取得価額	— 百万円	1,522 百万円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	— 百万円	789 百万円
株式交換による株式の交付額	— 百万円	△1,522 百万円
差引：株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	— 百万円	789 百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業投資計画等に照らして、必要な資金を金融機関からの借入や株式の発行等の資本取引により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の投資有価証券、業務上の関係を有する企業の転換社債型新株予約権付社債及び株式であり、実質価格が下落するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債は、1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業等)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における売掛金のうち44.2%(前期66.8%)が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項
前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	563	563	—
②売掛金	333		
貸倒引当金(※1)	△0		
差引	333	333	—
③未収入金	155	155	—
④破産更生債権等	79		
貸倒引当金(※2)	△79		
差引	—	—	—
資産計	1,052	1,052	—
⑤買掛金	88	88	—
⑥1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	500	500	—
⑦未払金	276	276	—
負債計	865	865	—

(※1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、③未収入金、⑤買掛金、⑥1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債、⑦未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②売掛金

割賦債権は、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

割賦債権を除く売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

- 2 非上場株式等(連結貸借対照表計上額26百万円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額400百万円)、敷金及び保証金(連結貸借対照表計上額118百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。なお、転換社債型新株予約権付社債に対して、貸倒引当金を187百万円計上しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	1,766	1,766	—
②売掛金	1,022		
貸倒引当金(※1)	△4		
差引	1,018	1,018	—
資産計	2,784	2,784	—
③買掛金	246	246	—
④未払金	964	964	—
⑤短期借入金	700	700	0
⑥長期借入金(※2)	254	249	△4
負債計	2,164	2,160	△4

(※1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②売掛金、③買掛金、④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤短期借入金、⑥長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される割引率で割り引いて算定する方法によっております。

2 非上場株式等(連結貸借対照表計上額20百万円)、敷金及び保証金(連結貸借対照表計上額377百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	563	—	—	—
売掛金	327	6	—	—
未収入金	155	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの (転換社債型新株予約権付社債)	212	—	—	—
合計	1,259	6	—	—

(※1) 破産更生債権等(79百万円)は、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

(※2) 投資有価証券のうち187百万円は、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,766	—	—	—
売掛金	1,022	—	—	—
合計	2,789	—	—	—

4 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
転換社債型新株予約権付社債	500	—	—	—	—	—

(注) 当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、2018年12月26日に発行したI N E S T株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高の全額を繰上償還することについて決議し、2020年5月15日に繰上償還しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	700	—	—	—	—	—
長期借入金	45	12	7	7	21	159

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

非上場株式等(連結貸借対照表計上額15百万円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額400百万円)については、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、転換社債型新株予約権付社債に対して、貸倒引当金を187百万円計上しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

非上場株式等(連結貸借対照表計上額9百万円)については、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について6百万円減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	— 百万円	9 百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2020年8月24日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 1,211,000株
付与日	2020年9月16日
権利確定条件	(注2)
権利行使期間	2023年7月1日から2027年6月30日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権者は、2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益(連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。)が、それぞれ以下の額を全て超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

2021年3月期 150百万円

2022年3月期 200百万円

2023年3月期 250百万円

(2) 2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益の目標数値を下回った場合、当該連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

(3) 上記(1)及び(2)に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

(4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、以下のいずれかに該当する場合その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

① 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合

② 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合(ただし、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記(5)に記載の場合に該当する場合を除く。)

(5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合(当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。)であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。

(6) その他条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	2020年8月24日取締役会決議
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	1,211,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	1,211,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	2020年8月24日取締役会決議
権利行使価格(円)	73
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単位(円)	4,500

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注1)	65.84%
予想残存期間 (注2)	4.792年
予想配当 (注3)	0円/株
無リスク利子率 (注4)	△0.102%

(注) 1 5年間(2015年12月4日から2020年9月16日)の株価実績に基づき算定いたしました。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 2020年3月期の配当実績に基づいております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	662百万円	1,156百万円
投資有価証券評価損否認	105百万円	110百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	105百万円	5百万円
賞与引当金	4百万円	27百万円
解約調整引当金	一百万円	47百万円
その他	51百万円	100百万円
繰延税金資産小計	930百万円	1,447百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△656百万円	△1,129百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△256百万円	△198百万円
評価性引当額小計(注1)	△913百万円	△1,327百万円
繰延税金資産合計	16百万円	119百万円

(注) 1 評価性引当額が414百万円増加しております。この増加の主な要因は、新規連結子会社において税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異等に関する評価性引当額を認識したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	143	51	7	7	7	444	662
評価性引当額	△143	△49	△6	△6	△7	△443	△656
繰延税金資産	—	2	0	1	0	0	(b)5

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金662百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産5百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	43	7	337	208	44	514	1,156
評価性引当額	△31	△7	△324	△207	△44	△514	△1,129
繰延税金資産	11	0	13	0	0	0	(b)27

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金1,156百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産27百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	税金等調整前当期純損失を 計上しているため記載して おりません。	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		6.0%
住民税均等割		3.1%
のれん償却額		28.7%
子会社の連結除外に伴う影響額		△19.0%
評価性引当額の増減		△74.2%
その他		△2.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		△27.0%

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社アイ・ステーション（以下「アイ・ステーション」という。）との間で、当社を株式交換完全親会社、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することについて決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2020年8月1日を効力発生日として実施され、アイ・ステーションは当社の完全子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	株式会社アイ・ステーション
事業の内容	法人向け携帯電話の販売 通信回線サービス及び電力小売供給契約の媒介

② 企業結合を行った主な理由

アイ・ステーションは、携帯電話やスマートフォンをはじめとした多数の商品の営業活動を法人や個人向けに展開しており、全国的な営業基盤を有しております。

当社グループと共通するビジネスモデルで収益を確保してきた企業を株式交換で取得することにより、両社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等が結合し、収益機会が拡充され、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものであると判断したため、本株式交換を実施することを決議いたしました。

③ 企業結合日

2020年8月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換により、当社が同社の議決権の100%を取得するためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年7月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社の普通株式の時価	46百万円
	当社のA種優先株式の時価	1,476百万円
取得原価		1,522百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

① 株式の種類別の交換比率

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	アイ・ステーション (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 普通株式の交換比率	1 (普通株式)	375 (普通株式)
本株式交換に係る 種類株式の交換比率	1 (A種優先株式)	375 (B種優先株式)

(注) 株式の割当比率

アイ・ステーションの普通株式1株に対して、当社の普通株式375株を割当て交付いたしました。また、アイ・ステーションのB種優先株式1株に対して、当社のA種優先株式375株を割当て交付いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

本株式交換における交換比率の算定について、公正性・妥当性を確保するため個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

③ 交付する株式数

普通株式 : 712,500株
A種優先株式 : 22,710,000株

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 4百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

1,122百万円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,322百万円
固定資産	471百万円
資産合計	1,794百万円
流動負債	1,350百万円
固定負債	43百万円
負債合計	1,394百万円

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 : 1,001百万円

営業利益 : 34百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当該連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したものととして償却額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(取得による企業結合)

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社P a t c h（以下、「P a t c h」という。）の全株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年8月1日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称、事業の内容

被取得企業の名称	株式会社P a t c h
事業の内容	ナチュラルミネラルウォーターの取次販売事業 新電力小売事業

② 企業結合を行った主な理由

P a t c hは、訪問販売やテレマーケティングを通じてウォーターサーバーや新電力の営業活動を日本全国の法人、個人向けに展開しており、当社グループと共通するビジネスモデルで収益を確保してきた企業であることに加え、当社グループにはない販売網や営業力と多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤と商品を有しております。

P a t c hを取得することで収益機会が拡充され、当社の企業価値及び株主価値の向上につながると判断したため、子会社化することを決議いたしました。

③ 企業結合日

2020年8月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として全株式を取得するためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年7月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金（未払金を含む）	500百万円
取得原価		500百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

536百万円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産	258 百万円
固定資産	21 百万円
資産合計	280 百万円
流動負債	316 百万円
固定負債	— 百万円
負債合計	316 百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高： 487 百万円

営業利益： 19 百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当該連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したものとして償却額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、法人向け事業、個人向け事業を営んでおり、その事業区分ごとに当社及び当社の連結子会社が単一もしくは複数の事業に従事する事業活動を展開しております。

なお、当連結会計年度より、新たな経営体制への移行に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「システム事業」、「直販事業」及び「広告ソリューション事業」から「法人向け事業」、「個人向け事業」に変更しており、「法人向け事業」は、主に中小法人に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。「個人向け事業」は、主に個人に対して、ウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	法人向け事業	個人向け事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,598	1,368	2,967	—	2,967
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,598	1,368	2,967	—	2,967
セグメント利益又は損失(△)	△448	136	△312	△171	△483
セグメント資産	384	291	675	902	1,578
その他の項目					
減価償却費	18	9	27	1	28
のれん償却費	—	—	—	—	—
持分法適用会社への投資額	—	—	—	10	10
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	85	—	85	—	85

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△171百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△171百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額902百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産902百万円であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	法人向け事業	個人向け事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,853	2,646	6,500	—	6,500
セグメント間の 内部売上高又は振替高	1	4	6	△6	—
計	3,855	2,651	6,506	△6	6,500
セグメント利益	157	131	289	△254	34
セグメント資産	3,468	1,351	4,819	471	5,290
その他の項目					
減価償却費	86	0	87	0	88
のれん償却費	84	40	124	—	124
持分法適用会社への投資額	—	—	—	11	11
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	9	27	37	63	101

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△254百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△254百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額471百万円は、セグメント間取引消去△1百万円および各報告セグメントに配分していない全社資産472百万円であります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの変更)

当連結会計年度より、新たな経営体制への移行に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「システム事業」、「直販事業」及び「広告ソリューション事業」から、「法人向け事業」、「個人向け事業」に変更しております。従来の「システム事業」、「広告ソリューション事業」については、「法人向け事業」に区分しております。また、従来の「直販事業」については、「個人向け事業」に区分しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントの区分と同一であるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (百万円)	関連するセグメント名
株式会社メンバーズモバイル	1,072	主に個人向け事業
株式会社E P A R Kメディアパートナーズ	766	主に法人向け事業

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントの区分と同一であるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (百万円)	関連するセグメント名
株式会社メンバーズモバイル	1,395	法人向け事業及び個人向け事業
プレミアムウォーター株式会社	952	主に個人向け事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	法人向け事業	個人向け事業	合計
減損損失	43	—	43

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	法人向け事業	個人向け事業	合計
減損損失	43	—	43

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	法人向け事業	個人向け事業	合計
当期償却額	84	40	124
当期末残高	1,038	495	1,534

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主等	SBI イノベーション ファンド1号	東京都 港区	22,770	投資 ファンド	(被所有) 直接 11.3%	資本提携	利息の支払 (注)	10	1年内償還予定 の転換社債型 新株予約権付 社債	500

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。

②連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)	科目	期末残高 (百万円) (注)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 E PARK メディア パートナーズ	東京都 豊島区	101	広告メディア の取次等	—	営業取引	広告メディア の 取次等	763	売掛金	105

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1 取引金額については、消費税等を除いて表示しておりますが、期末残高には消費税等を含めております。

2 価格等の取引条件は、先方からの提示を受けた上で、市場実勢を参考にして、双方協議の上、決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)	科目	期末残高 (百万円) (注)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 メンバーズ モバイル	東京都 豊島区	250	法人向け 携帯電話 の販売等	—	営業取引	携帯電話 取次	1,071	売掛金	116
									前受金	506
							保証金の 差入	6	差入保証金	68
							携帯電話 仕入	869	買掛金	86
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 E P A R K	東京都 豊島区	90	予約ソリュー ションサービ ス事業	—	営業取引	商業施設向け 予約ソリューションサービスの提供	94	売掛金	27
							商業施設向け 予約ソリューションサービス関連費 用の支払	28	未払金	4

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 取引金額については、消費税等を除いて表示しておりますが、期末残高には消費税等を含めております。
2 価格等の取引条件は、先方からの提示を受けた上で、市場実勢を参考にして、双方協議の上、決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	株式会社 光通信	東京都 豊島区	54,259	情報通信 サービス業	(被所有) 直接 36.0% 間接 0.8%	資本 提携	関係会社株式の購入	187	長期未払金	110
							利息の支払 (注1) (注2)	2		
							株式交換による 新株の発行 (注3)	1,522	—	—
主要 株主等	S B I イノベーション ファンド1号	東京都 港区	22,770	投資 ファンド	(被所有) 直接 10.4%	資本 提携	1年内償還予定の 転換社債型 新株予約権付 社債の償還 利息の支払 (注2)	500 1	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 関係会社株式の購入価額については、第三者算定機関による算定結果をもとに両者協議の上決定しております。
2 利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。
3 株式会社アイ・ステーションの完全子会社化を目的とした株式交換であり、第三者算定機関による交換比率の算定結果をもとに両社協議の上決定しております。

②連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 E P A R K メディア パートナーズ	東京都 豊島区	101	広告メディア の取次等	—	営業取引	精算金の受け取り	146	—	—
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 プレミアム ウォーター ホールディン グス	東京都 渋谷区	4,336	ミネラルウオ ーターの製 造・販売等	—	—	関係会社株式の購入 利息の支払 (注1) (注2)	67 0	未払金	67
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 N F C ホールディン グス	東京都 新宿区	2,237	保険代理店業 等	—	—	関係会社株式の購入 利息の支払 (注1) (注2)	244 3	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 関係会社株式の購入価額については、第三者算定機関による算定結果をもとに両者協議の上決定しております。
- 2 未払金の利率については、市場金利等を勘案して双方協議の上決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)	科目	期末残高 (百万円) (注)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 メンバーズ モバイル	東京都 豊島区	101	法人向け 携帯電話の 販売等	—	営業取引	携帯電話 取次	1,395	売掛金	280
									前受金	387
							保証金の差入	6	営業差入 保証金	84
							携帯電話仕入	1,164	買掛金	169
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 プレミアム ウォーター 株式会社	東京都 渋谷区	300	ミネラルウオ ーターの製 造・販売等	—	営業取引	ウォーター サーバー取次	952	売掛金	170
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 ハルエネ	東京都 豊島区	100	電気事業等	—	営業取引	電力取次	296	売掛金	57
							保証金の差入	5	営業差入 保証金	62
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 アイ・イー グループ	東京都 豊島区	101	複合機の 販売等	—	営業取引	OA機器取次	218	売掛金	13
							保証金の差入	15	営業差入 保証金	73
							OA機器仕入	302	買掛金	67

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 取引金額については、消費税等を除いて表示しておりますが、期末残高には消費税等を含めております。
- 2 価格等の取引条件は、先方からの提示を受けた上で、市場実勢を参考にして、双方協議の上、決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	2円08銭	7円84銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△11円65銭	2円22銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—	2円22銭

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△698	168
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 (△)(百万円)	△698	168
普通株式の期中平均株式数(株)	59,953,781	75,895,610
(うち普通株式(株))	59,953,781	60,776,350
(うち普通株式と同等の株式(株))	—	15,119,260
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	183,482
(うち新株予約権(株))	—	183,482
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2018年12月10日開催の取締役会決議による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 新株予約権の数 10個 (普通株式6,756,756株)	2020年8月24日開催の取締役会決議による新株予約権 新株予約権の数 12,110個 (普通株式1,211,000株)

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 当連結会計年度の1株当たり当期純利益の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、普通株式と同等の株式としております。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
I N E S T 株式会社	第1回無担保 転換社債型新 株予約権付社債 (注)	2018年12月26日	500	—	2.1	無担保社債	2023年12月25日
合計	—	—	500	—	—	—	—

(注) 転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式の内容	I N E S T株式会社普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償
株式の発行価格 (円)	74
発行価額の総額 (百万円)	500
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 2018年12月26日 至 2023年12月25日

(注) 1 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2 当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、2018年12月26日に発行したI N E S T株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高の全額を繰上償還することについて決議し、2020年5月15日に繰上償還しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	700	1.85	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	45	1.36	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	208	1.31	2022年4月～ 2030年9月
其他有利子負債				
未払金	—	67	2.00	—
長期未払金	—	110	2.00	2022年7月～ 2025年7月
合計	—	1,132	—	—

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 その他有利子負債の長期未払金は、固定負債の「その他」に含まれております。

3 長期借入金及び長期未払金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	12	7	7	21
長期未払金	22	23	23	41

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	351	2,417	4,362	6,500
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	128	224	212	132
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	124	211	190	168
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	2円07銭	3円12銭	2円61銭	2円22銭

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△) (円)	2円07銭	1円15銭	△0円25銭	△0円25銭

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	480	228
売掛金	173	36
前払費用	16	32
未収入金	241	220
その他	8	1
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	918	518
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	5
工具、器具及び備品	0	9
有形固定資産合計	2	15
無形固定資産		
ソフトウェア	3	52
その他	1	1
無形固定資産合計	4	53
投資その他の資産		
投資有価証券	415	9
関係会社株式	34	2,121
関係会社長期貸付金	1,485	—
敷金及び保証金	48	60
破産更生債権等	63	2
繰延税金資産	—	11
貸倒引当金	△1,619	△2
投資その他の資産合計	428	2,202
固定資産合計	436	2,271
資産合計	1,354	2,790

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	0	2
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	500	—
未払金	248	243
未払費用	1	1
未払法人税等	1	13
前受金	0	2
預り金	16	4
賞与引当金	10	5
役員賞与引当金	0	—
その他	—	0
流動負債合計	781	273
固定負債		
関係会社長期借入金	500	400
長期末払金	—	110
固定負債合計	500	510
負債合計	1,281	784
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	273
資本剰余金		
資本準備金	258	1,954
資本剰余金合計	258	1,954
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△284	△238
利益剰余金合計	△284	△238
自己株式	△0	△0
株主資本合計	73	1,990
新株予約権	—	15
純資産合計	73	2,005
負債純資産合計	1,354	2,790

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1,381	492
売上原価	226	100
売上総利益	1,155	391
販売費及び一般管理費	※2 1,383	※2 580
営業損失(△)	△227	△189
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	420	0
業務受託料	15	0
その他	0	0
営業外収益合計	436	2
営業外費用		
支払利息	13	9
貸倒引当金繰入額	190	—
支払手数料	1	3
その他	0	3
営業外費用合計	204	16
経常利益又は経常損失(△)	3	△203
特別利益		
投資有価証券売却益	12	—
受取精算金	—	※3 146
その他	—	11
特別利益合計	12	158
特別損失		
減損損失	33	—
投資有価証券評価損	—	6
子会社株式売却損	3	—
貸倒引当金繰入額	277	—
その他	—	0
特別損失合計	314	6
税引前当期純損失(△)	△298	△51
法人税、住民税及び事業税	△13	△86
法人税等調整額	—	△11
法人税等合計	△13	△97
当期純利益又は当期純損失(△)	△284	46

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 購買原価	1				
期首商品たな卸高		0		—	
当期商品仕入高		89		18	
小計		89		18	
期末商品たな卸高		—		—	
購買原価		89	39.7	18	18.2
II 労務費		4	1.8	3	3.9
III 経費		132	58.5	78	77.9
当期売上原価		226	100.0	100	100.0

(注) 1 主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払手数料 (百万円)	122	71
外注加工費 (百万円)	5	5
減価償却費 (百万円)	3	0

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他			
					利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	349	424	643	1,068	△1,060	△0	358	358
当期変動額								
資本金からその他資本剰余金への振替	△249		249	249			—	—
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△166	166	—			—	—
欠損填補			△1,060	△1,060	1,060		—	—
当期純利益					△284		△284	△284
当期変動額合計	△249	△166	△643	△810	775	—	△284	△284
当期末残高	100	258	—	258	△284	△0	73	73

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	100	258	△284	△0	73	—	73
当期変動額							
株式交換による増加		1,522			1,522		1,522
新株の発行	173	173			347		347
当期純利益			46		46		46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						15	15
当期変動額合計	173	1,696	46	—	1,916	15	1,932
当期末残高	273	1,954	△238	△0	1,990	15	2,005

【注記事項】

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

（2）その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（2）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（3）連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

1 関係会社株式(株式会社アイ・ステーションに対する投資持分)の評価損計上の要否

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位: 百万円)

	当事業年度
関係会社株式	1, 526

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資についての評価損の認識が必要になります。また、被取得企業の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得し、その後、超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合には、実質価額が取得価額の50%を下回っている限り、評価損を計上する必要があります。

株式会社アイ・ステーションに対する投資1,526百万円は、取得に際して超過収益力を反映した価額で取得しており、当事業年度末においても、超過収益力を含めた実質価額は取得価額を上回っていることから評価損計上は不要と判断しております。

超過収益力を含めた実質価額の見積りは、事業計画を基礎として行っておりますが、主要な仮定である販売数量は今後注力する商材の選択や市場環境の変化等によって変動することから、見積りには不確実性を伴い、この判断が実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度においては、評価損計上は不要と判断しておりますが、超過収益力を含めた実質価額が想定より減少した場合、翌事業年度の財務諸表において評価損が発生する可能性があります。

2 関係会社株式(株式会社P a t c hに対する投資持分)の評価損計上の要否

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位: 百万円)

	当事業年度
関係会社株式	501

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資についての評価損の認識が必要になります。また、被取得企業の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得し、その後、超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合には、実質価額が取得価額の50%を下回っている限り、評価損を計上する必要があります。

株式会社P a t c hに対する投資501百万円は、取得に際して超過収益力を反映した価額で取得しており、当事業年度末においても、超過収益力を含めた実質価額は取得価額を上回っていることから評価損計上は不要と判断しております。

超過収益力を含めた実質価額の見積りは、事業計画を基礎として行っておりますが、主要な仮定である販売数量は今後注力する商材の選択や市場環境の変化等によって変動することから、見積りには不確実性を伴い、この判断が実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度においては、評価損計上は不要と判断しておりますが、超過収益力を含めた実質価額が想定より減少した場合、翌事業年度の財務諸表において評価損が発生する可能性があります。

3 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	11

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外費用」の「その他」に表示していた1百万円は、「支払手数料」1百万円、「その他」0百万円として組替えております。

「販売費及び一般管理費」の「支払報酬」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より(損益計算書関係)注記の「販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額」に表示しております。

この結果、前事業年度の(損益計算書関係)注記の「販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額」に「支払報酬」44百万円を表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	111 百万円	162 百万円
短期金銭債務	27 百万円	17 百万円
長期金銭債務	— 百万円	110 百万円

2 債務保証

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式会社アイ・ステーション	— 百万円	500 百万円
計	— 百万円	500 百万円

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引		
売上高	38 百万円	58 百万円
仕入高	— 百万円	1 百万円
その他の営業取引高	37 百万円	19 百万円
営業取引以外の取引高	417 百万円	4 百万円

- ※2 販売費に関する費用のおおよその割合は前事業年度70%、当事業年度49%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度30%、当事業年度51%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与及び手当	578 百万円	93 百万円
賞与引当金繰入額	8 百万円	5 百万円
役員賞与引当金繰入額	0 百万円	— 百万円
販売手数料	184 百万円	218 百万円
減価償却費	1 百万円	0 百万円
貸倒引当金繰入額	58 百万円	0 百万円
支払手数料	154 百万円	54 百万円
支払報酬	44 百万円	67 百万円

- ※3 受取精算金

広告ソリューション事業の終了による取引関係の解消に伴い、取引先からの一括精算金146百万円を計上しております。

(有価証券関係)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	26 百万円	2,112 百万円
関連会社株式	8 百万円	8 百万円

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	244 百万円	572 百万円
関係会社株式評価損否認	70 百万円	60 百万円
投資有価証券評価損否認	105 百万円	99 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	429 百万円	0 百万円
その他	27 百万円	31 百万円
繰延税金資産小計	878 百万円	765 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△244 百万円	△565 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△633 百万円	△188 百万円
評価性引当額小計	△878 百万円	△754 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円	11 百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首 帳簿価額 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	期末 帳簿価額 (百万円)	減価償却累計額 及び 減損損失累計額 (百万円)	期末 取得原価 (百万円)
有形 固定 資産	建物	1	4	—	0	5	2	8
	工具、器具及び備品	0	9	0	0	9	1	11
	計	2	13	0	0	15	3	19
無形 固定 資産	ソフトウェア	3	50	—	0	52	—	—
	その他	1	—	—	—	1	—	—
	計	4	50	—	0	53	—	—

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,620	1	1,618	3
賞与引当金	10	5	10	5
役員賞与引当金	0	—	0	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	中間配当 9月30日 期末配当 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	(注)
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://inest-inc.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 1 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(2004年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である、みずほ信託銀行が直接取り扱っております。

2 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第24期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第25期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月7日関東財務局長に提出

(第25期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月16日関東財務局長に提出

(第25期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月15日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及びその確認書

(第25期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年9月3日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書(新株予約権証券)及びその添付書類

2021年1月20日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

I N E S T株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 川 村 英 紀 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 永 井 公 人 印

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
I N E S T株式会社の2021年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん1,534百万円が計上されている。注記事項「（重要な会計上の見積り）1 株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否」に記載されているとおり、このうち1,038百万円は、2020年8月に株式会社アイ・ステーションの支配を獲得した際に生じたものであり、連結総資産の19.6%を占めている。 のれんは、その効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却されるが、減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識要否を判定する必要がある。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、減損損失は当該減少額として測定される。 I N E S T株式会社は、株式会社アイ・ステーションの支配の獲得について、取得価額のうちのれんに配分された金額が相対的に多額となっていることから、減損の兆候があるものと判断している。このため、当連結会計年度において減損損失の認識要否の判定が行われているが、見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断している。当該判定で用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられるが、販売数量の見積りには高い不確実性を伴うため、この経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。 以上より、当監査法人は、株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、I N E S T株式会社の株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 のれんの減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てて評価を実施した。 - 外部環境や状況の変化を適時・適切に将来キャッシュ・フローに反映するための統制 (2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる株式会社アイ・ステーションの事業計画に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。 - 主要な商材別の販売数量を増加させるための販売戦略の内容を把握するとともに、過去の販売実績や外部機関が公表している需要予測データと比較した。 - 取得時の事業計画の達成状況及びその計画と実績との差異の原因についての検討結果等に基づく一定の不確実性を織り込んだ場合の将来キャッシュ・フローの独自の見積額と経営者による見積額を比較した。

株式会社P a t c hの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
I N E S T株式会社の2021年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん1,534百万円が計上されている。注記事項「（重要な会計上の見積り）2 株式会社P a t c hの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否」に記載されているとおり、このうち495百万円は、2020年8月に株式会社P a t c hの支配を獲得した際に生じたものであり、連結総資産の9.4%を占めている。 のれんは、その効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却されるが、減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識要否を判定する必要がある。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、減損損失は当該減少額として測定される。 I N E S T株式会社は、株式会社P a t c hの支配の獲得について、取得価額のうちののれんに配分された金額が相対的に多額となっていることから、減損の兆候があるものと判断している。このため、当連結会計年度において減損損失の認識要否の判定が行われているが、見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断している。当該判定で用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられるが、販売数量の見積りには高い不確実性を伴うため、この経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。 以上より、当監査法人は、株式会社P a t c hの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、I N E S T株式会社の株式会社P a t c hの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 のれんの減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てて評価を実施した。 - 外部環境や状況の変化を適時・適切に将来キャッシュ・フローに反映するための統制 (2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる株式会社P a t c hの事業計画に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。 - 主要な商材別の販売数量を増加させるための販売戦略の内容を把握するとともに、過去の販売実績や外部機関が公表している需要予測データと比較した。 - 取得時の事業計画の達成状況及びその計画と実績との差異の原因についての検討結果等に基づく一定の不確実性を織り込んだ場合の将来キャッシュ・フローの独自の見積額と経営者による見積額を比較した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、I N E S T株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、I N E S T株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

I N E S T株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 川 村 英 紀 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 永 井 公 人 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式（株式会社アイ・ステーションに対する投資持分）の評価損計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
I N E S T株式会社の2021年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、関係会社株式2,121百万円が計上されている。注記事項「（重要な会計上の見積り）1 関係会社株式（株式会社アイ・ステーションに対する投資持分）の評価損計上の要否」に記載されているとおり、このうち1,526百万円は、非上場の子会社である株式会社アイ・ステーションに対する投資であり、総資産の54.7%を占めている。 非上場の子会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識が必要となる。また、会社の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得し、その後、超過収益力が減少したために実質価額が大幅に低下した場合には、実質価額が取得原価の50%程度を下回っている限り、評価損計上が必要となる。 I N E S T株式会社は、株式会社アイ・ステーションの株式について超過収益力を反映した価額で取得しており、当事業年度末においても、超過収益力を含めた実質価額は取得価額を上回っていることから評価損計上は不要と判断している。 超過収益力を含めた実質価額の見積りは、投資先子会社の事業計画を基礎として行われるが、事業計画における販売数量の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が超過収益力を含めた実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす。 以上より、当監査法人は、関係会社株式（株式会社アイ・ステーションに対する投資持分）の評価損計上の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。	連結財務諸表の監査報告書において、「株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。 当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。

関係会社株式（株式会社P a t c hに対する投資持分）の評価損計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
I N E S T株式会社の2021年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、関係会社株式2,121百万円が計上されている。注記事項「（重要な会計上の見積り）2 関係会社株式（株式会社P a t c hに対する投資持分）の評価損計上の要否」に記載されているとおり、このうち501百万円は、非上場の子会社である株式会社P a t c hに対する投資であり、総資産の18.0%を占めている。 非上場の子会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識が必要となる。また、会社の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得し、その後、超過収益力が減少したために実質価額が大幅に低下した場合には、実質価額が取得原価の50%程度を下回っている限り、評価損計上が必要となる。 I N E S T株式会社は、株式会社P a t c hの株式について超過収益力を反映した価額で取得しており、当事業年度末においても、超過収益力を含めた実質価額は取得価額を上回っていることから評価損計上は不要と判断している。 超過収益力を含めた実質価額の見積りは、投資先子会社の事業計画を基礎として行われるが、事業計画における販売数量の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が超過収益力を含めた実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす。 以上より、当監査法人は、関係会社株式（株式会社P a t c hに対する投資持分）の評価損計上の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。	連結財務諸表の監査報告書において、「株式会社P a t c hの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。 当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	I N E S T株式会社
【英訳名】	INEST, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行 健太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役常務 片野 良太
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋一丁目25番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行健太郎及び代表取締役常務片野良太は当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当連結会計年度の末日である2021年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスを決定した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から決定いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価の範囲に含めておりません。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、当連結会計年度の売上高予算を指標に、概ね2／3以上を基準として重要な事業拠点を選定し、それらの事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスに決定いたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関する業務プロセスや、見積りや予測をとまう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	I N E S T株式会社
【英訳名】	INEST, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行 健太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役常務 片野 良太
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋一丁目25番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行健太郎及び当社代表取締役常務片野良太は、当社の第25期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。